

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区子どものための教育・保育給付及び 子育てのための施設等利用給付の認定に関 する規則の一部を改正する規則(61)……………	2
江東区保育所等における保育に関する規則 の一部を改正する規則(62)……………	4
江東区保健所長委任規則の一部を改正する 規則(63)……………	9
江東区歯科技工士法施行細則の一部を改正 する規則(64)……………	9
江東区児童育成手当条例施行規則の一部を 改正する規則(65)……………	10
江東区こどもプラザ条例施行規則の一部を 改正する規則(66)……………	12
江東区認可地縁団体印鑑登録証明事務規則 の一部を改正する規則(67)……………	22
江東区職員の給与に関する条例施行規則の 一部を改正する規則(68)……………	22
江東区公印規則の一部を改正する規則(69)……………	22

◎規 則（教）

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条 例施行規則の一部を改正する規則(16)……………	24
---	----

◎告 示

指定介護予防支援事業所を運営する事業 者の指定について(288)……………	25
保管自転車の処分について（令和 8 年 8 月 上期）(292)……………	25
第 3 回区議会定例会の招集について(293)……………	25
保管自転車の処分について（令和 8 年 8 月 下期）(306)……………	26
道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表及 び道路掘削復旧費徴収単価表の改定につい て(310)……………	26
令和 8 年度高齢者インフルエンザ及び新型 コロナウイルス予防接種の告示について (313)……………	32
特定商業施設新設届出書の縦覧について (318)……………	43
保管自転車の処分について（令和 8 年 9 月 上期）(324)……………	43

◎告 示（教）

江東区登録文化財の登録解除(15)……………	44
------------------------	----

◎区 議 会

区議会議決事項……………	44
（令和 8 年第 3 回定例会）	

規

則

江東区子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の認定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 6 1 号

江東区子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の認定に関する規則の一部を改正する規則

江東区子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の認定に関する規則（平成 2 6 年 1 1 月江東区規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 府令第 1 条の 5 第 1 0 号の市町村が認める事由は、小学校就学前子どもの保護者が育児休業をする場合であって、当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが、当該育児休業の間に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等を利用することが必要であると認められるものとする（府令第 1 条の 5 第 9 号に該当する場合を除く。）。

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 9 条、第 17 条関係)

認定変更申請書兼届出事項変更届

江東区長 殿						年 月 日	
住所	江東区 丁目 番 号						
保護者	氏名			生年月日		電話	
	フリガナ					()	
児童	氏名	生年月日	クラス年齢	氏名	生年月日	クラス年齢	
	フリガナ			フリガナ			
	☐ 認可保育園に在園・申込中 (待機を含む。) 在園名： 第 1 希望園：			☐ 認可保育園に在園・申込中 (待機を含む。) 在園名： 第 1 希望園：			
	☐ 認可保育園に在園していない、かつ、利用申込みをしておらず、認可外保育施設又は一時保育を利用している。			☐ 認可保育園に在園していない、かつ、利用申込みをしておらず、認可外保育施設又は一時保育を利用している。			

次のとおり変更がありましたので、認定の変更を申請します。

1 保育必要量を変更する (教育・保育給付認定のみ)

変更内容	備考
☐ 保育標準時間から保育短時間へ変更	
☐ 保育短時間から保育標準時間へ変更 (標準時間へ変更する理由を以下にご記入ください。) ()	

2 保護者の状況を変更する

変更内容		添付書類 (★は区の様式です。)
☐ 就労状況	☐ 就職した (父・母)	
	☐ 転職した (父・母) 【前職の離職日 (年 月 日付) 】	
	☐ (年 月 日付) で離職し、求職活動する (父・母)	
☐ 出産・育休	☐ 子どもを妊娠したため、産前産後休業を取得する (母)	
	☐ 産まれた子どもの育児休業を取得する (父・母)	
☐ 疾病・障害	☐ 疾病による療養をするため「疾病」事由に変更する (父・母)	
☐ 介護	☐ 親族の介護をするため「介護」事由に変更する (父・母)	
☐ 就学	☐ 通学するため「就学」事由に変更する (父・母)	
	卒業予定 (年 月 日)	

3 世帯の状況を変更する

変更内容		添付書類 (★は区の様式です。)	
☐ 保護者	変更年月日： 年 月 日		
	新保護者：	旧保護者：	
	旧保護者の移転先：	都・道・府・県 市・区・町・村	
	理由	☐ 離婚 ☐ 離婚調停 ☐ 拘禁・失踪	
		☐ 婚姻	
☐ 転勤による転出 ☐ その他 ()			

4 その他

変更内容	
☐ 氏名の変更	変更年月日： 年 月 日
	変更後の氏名： ()
☐ その他	変更内容 ()

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の認定に関する規則の別記第 8 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 6 2 号

江東区保育所等における保育に関する規則
の一部を改正する規則

江東区保育所等における保育に関する規則（平成 1 0 年 3 月江東区規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 5 条関係)

教育・保育給付認定申請書 兼 年度 保育所等 利用申込書

(☐ 転所)

江東区長 殿

①の記載内容のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請をします。※ 1

江東区福祉事務所長 殿

①及び②の記載内容のとおり、入園のしおりの内容を承諾した上で保育所等の利用申込みをします。

教育・保育給付認定、保育施設の利用調整及び保育料の決定にあたり、マイナンバーの情報連携に同意します。

※申込み児童が 3 名以上の場合にはコピーしてお使いください。

転所を希望の場合、上の 2 に
チェックをお願いします。
転所の必要がなくなった場合に
は、申込みの取下げが必要です。

		申込日		年 月 日		
住 所		丁 目		番 号		
氏 名		生 年 月 日		年 齢		
フリガナ				年(年) 月 日時点の住民登録地(正確にご記入ください。)※ 4		
代保 表 護 者 者 ※ 2	☐ 父			☐ 江東区内 ☐ 江東区以外 (下部に、 1. 1 時点の住民登録地を番地まで正確にご記入ください。)		
	☐ 母	電 話 番 号		優先連絡先 に○※ 3		
保 護 者 者	☐ 父	フリガナ		☐ 江東区内 ☐ 江東区以外 (下部に、 1. 1 時点の住民登録地を番地まで正確にご記入ください。)		
	☐ 母	電 話 番 号		優先連絡先 に○※ 3		
①	申 込 み 児 童 ①					
	氏 名		性 別	生 年 月 日	クラス年齢	
	フリガナ				4. 1 の 年齢	
	個人 番号					
	申 込 み 児 童 ②					
	氏 名		性 別	生 年 月 日	クラス年齢	
	フリガナ				4. 1 の 年齢	
	個人 番号					
中 込 み 児 童	申込み区分					
	☐ 既に教育・保育給付認定を受けている					
	☐ 2号認定を申請する(満3歳以上) ☐ 3号認定を申請する(満3歳未満)					
	申込み児童の現在の主な保育状況(1つだけ選択してください。)					
	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 知人 ☐ 親戚					
	☐ 認可保育園 ☐ 認証保育所 ☐ 幼稚園 ☐ その他認可外保育施設					
	☐ 一時保育 ☐ 居宅訪問型保育 ☐ その他 ()					
	施設名					
	所在地					
	利用開始日 年 月 日					
②	施設コード (6 桁)					
	施設名((本園)、(分園)等正確にご記入ください。)					
	施設コード (6 桁)					
	施設名((本園)、(分園)等正確にご記入ください。)					
	第1希望					
	第2希望					
	第3希望					
	第4希望					
	第5希望					
	第6希望					
利 用 開 始 希 望 月		年 月 日 から		申込み児童全員が入れる場合のみ希望		
保育短時間認定を希望する 場合		☐ 保育短時間認定を希望する (9時～17時) ※上記にチェックがない場合は、保育標準時間認定となります。 ※ただし、下の子の育児休業期間中は、原則としてチェックの有無にかかわらず、保育短時間認定となります。		同時に 2 人以上申込み場合※ 6		
区使用欄					A 二同一施設にしなければ入所(転所)しない B 二希望順位が低い施設でも同一施設になることを優先 C 二(別の施設でも)それぞれ希望順位が高い施設を優先 一部の申込み児童だけでも入所希望 D 二希望順位が低い施設でも同一施設になることを優先 E 二(別の施設でも)それぞれ希望順位が高い施設を優先	
電子番号					一人が入所できる場合のみ、もう一人の入所を希望	
備考					F 上の子は一人でも入所希望 下の子は同一施設となる時のみ希望	
担当					G 下の子は一人でも入所希望 上の子は同一施設となる時のみ希望	
受付印						

※ 1 保育の必要性を証明する書類は、不備なく提出されている必要があります。育児休業からの復職予定の方で利用調整の結果、待機となった場合は、保護者の就労(復職)を確認できる書類の提出後に、保育の必要性を認定します。

※ 2 ◆今後保育所等に関する通知の宛名は、保護者代表者欄に記入した方となります。

◆保護者代表者が世帯主以外でも構いませんが、父母のうち一方が江東区民でもう一方が区外在住者の場合は、江東区民を保護者代表者としてください。

◆以前に子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請をしている、又は利用申込みをしており、保護者が同じ場合は、既に登録されている保護者を代表者といたします。

※ 3 ○が両親のどちらにもついていない場合は、保護者代表者を優先連絡先とします。

※ 4 記載内容異なる場合又は税申告の手続きが済んでいない場合は、区市町村民税の確認ができないことから、利用調整において不利になることがあります。

※ 5 施設コードと施設名が不一致の場合、施設名に記載された保育園が正しい記載であるものとして選択いたします。

また、児童の対象年齢クラスを実施していない施設を記載した場合、対象外の施設は削除し、下位の園を繰り上げます。

※ 6 F及びGは、3人以上同時申込では選択できません。入園のしおりに、きょうだいで申し込む場合の選択方法の説明があります。

家 庭 状 況 届

該当するにチェックをし、必要事項をご記入ください。

父 の 状 況		母 の 状 況	
就 労	勤 務 状 態 ☐ 就労中 ☐ 就労内定 ☐ 求職中 就 業 形 態 ☐ 被雇用者 ☐ 自営中心者 ☐ 自営協力者 単 身 赴 任 ☐ 赴任中 ☐ 赴任予定有 育 児 休 業 ☐ 取得中 ☐ 取得予定有 年 月 日 年 月 日 年 月 日 離 職 予 定 ☐ 有 ☐ 無 離職(予定)日 年 月 日 転 職 予 定 ☐ 有 ☐ 無 就職(予定)日 年 月 日	就 労	勤 務 状 態 ☐ 就労中 ☐ 就労内定 ☐ 求職中 就 業 形 態 ☐ 被雇用者 ☐ 自営中心者 ☐ 自営協力者 単 身 赴 任 ☐ 赴任中 ☐ 赴任予定有 育 児 休 業 ☐ 取得中 ☐ 取得予定有 年 月 日 年 月 日 年 月 日 離 職 予 定 ☐ 有 ☐ 無 離職(予定)日 年 月 日 転 職 予 定 ☐ 有 ☐ 無 就職(予定)日 年 月 日
出 産	出 産 予 定 日 年 月 日 ※出産予定がある場合にご記載ください。		
疾 病	☐ 入院 (年 月 日から) ☐ 通院(1か月に 日又は1週間に 日) ☐ 自宅療養 (年 月 日から)	疾 病	☐ 入院 (年 月 日から) ☐ 通院(1か月に 日又は1週間に 日) ☐ 自宅療養 (年 月 日から)
障 害	☐ 手帳有 ☐ 手帳無 ☐ 手帳名・等級 (手帳 級・度)	障 害	☐ 手帳有 ☐ 手帳無 ☐ 手帳名・等級 (手帳 級・度)
介 護	☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 自宅療養	介 護	☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 自宅療養
就 学	☐ 職業訓練校 ☐ その他の学校 ☐ 大学・大学院 (年 月 日 ~ 年 月 日) 在学(予定)期間	就 学	☐ 職業訓練校 ☐ その他の学校 ☐ 大学・大学院 (年 月 日 ~ 年 月 日) 在学(予定)期間
不 存 在	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 未婚(婚姻したことがない) ☐ 離婚調停中 ☐ その他の理由 () 児童扶養手当 ☐ 受給中 ☐ 受給していない	不 存 在	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 未婚(婚姻したことがない) ☐ 離婚調停中 ☐ その他の理由 () 児童扶養手当 ☐ 受給中 ☐ 受給していない

保育の必要性の事由を、父母それぞれ1つ選択してください。選択された事由に基づき、指数を算定します。

保育の事由	父	☐ 就労 ☐ 有児休業 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護	母	☐ 就労 ☐ 有児休業 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護
	母	☐ 就労 ☐ 有児休業 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護	父	☐ 就労 ☐ 有児休業 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護

※申込み児童の有児休業を取得中の方で、申込み児童以外の産前産後休業又は有児休業を取得予定の方は、下表によりチェックしてください。

利用開始希望月の保護者の状況	対象となる事由
産前産後休業又は有児休業から、利用開始希望月の翌月1日までに復職予定の方	就労
申込み児童以外の出産事由に該当する期間と利用開始希望月が重複し、利用開始希望月の翌月1日までに有児休業から復職予定のない方	出産
申込み児童以外の有児休業期間と利用開始希望月が重複し、利用開始希望月の翌月1日までに有児休業から復職予定のない方	有児休業

申込み以降に引越し 予定がある場合	転居先住所 江東区	引越予定日	年 月 日
----------------------	--------------	-------	-------

生活保護の状況	☐ 受けていない ☐ 申請中 ☐ 受けている (年 月 日 から受給)
---------	--

(不存在の場合は、右記「居住状況」及び「不存在理由」のみご記入ください。)				居住状況		住所又は不存在理由		職 業 等	
氏 名				生 年 月 日	年齢※2				
祖 父 母 の 状 況	父 方	祖父		年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()	
		祖母		年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()	
	母 方	祖父		年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()	
		祖母		年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 不存在	※別居の場合は住所を、不存在の場合は理由(死去等)を記入	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病 ☐ 他()	
(18歳以上を含む)※3	氏 名			生 年 月 日	年齢※4	申込み児童からみた続柄		居住状況	職業・学校・保育園名等
	フリガナ			年 月 日		☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他 ()	☐ 同居 ☐ 別居		
	フリガナ			年 月 日		☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他 ()	☐ 同居 ☐ 別居		
	フリガナ			年 月 日		☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他 ()	☐ 同居 ☐ 別居		

申込み児童の兄弟姉妹の障害者手帳の取得状況	フリガナ	手帳名・等級	級・度
-----------------------	------	--------	-----

※1 有児休業からの復職予定日については就労証明書の記載内容にかかわらず、現時点での保護者の希望(予定)でご記入ください。

※2 祖父母の年齢は、年4月1日時点での年齢をご記入ください。

※3 申込み児童を除く扶養児童のうち、別居中の児童がいる場合は、別途書類が必要となります。詳細は入園のしおりP. をご確認ください。

※4 申込み児童を除く扶養児童についての年齢は、利用開始希望月1日時点での年齢をご記入ください。

児童の健康状況申告書 (年 月 日記入)

児童名	歳	か月	(記入日時点)
先天性の病気や慢性疾患及び発育・発達の相談等で、病院や施設に通っていますか	いいえ	はい	
「はい」の場合 病名、障害名等：() 病院名・施設名：() 受診頻度： 年 ・ 月 ・ 週に()回 通院・通所の目的 (治療 ・ 経過観察 ・ 療育 ・ その他【 】)			
記入日時点で、医療的ケアを行っていますか	いいえ	はい	
「はい」の場合の医療的ケアの内容 ①喀痰吸引(気管カニューレ内、口腔・鼻腔内吸引) ②経管栄養(経鼻、胃ろう、腸ろう) ③その他()			
障害者手帳等の交付を受けていますか	いいえ	はい	
「はい」の場合 身体障害者手帳()級 ・ 愛の手帳(療育)()度 ・ 精神障害者保健福祉手帳()級			
アレルギー疾患と診断されていますか	いいえ	はい	
「はい」の場合 ①食物アレルギー ②気管支ぜん息 ③アトピー性皮膚炎 ④アレルギー性結膜炎 ⑤アレルギー性鼻炎 ⑥その他()			
アナフィラキシーと診断されたことがありますか	いいえ	はい	
心身、言語等の発達において気になることがありますか	いいえ	はい	
「はい」の場合どんなことですか []			
① 生まれた時の状況は	正常 帝王切開 吸引 早産 仮死		
② 生まれた時の体重は	2,000g以上 (g)	2,000g未満 (g)④へ	
③ 生まれたのは妊娠何週でしたか	36週以上 (週)	36週未満 (週) ④へ	
④ ②で2,000g未満又は③で36週未満だった方のみ回答	現在の身長(cm)・体重(g)		
⑤ 首がすわったのはいつ頃ですか		(か月・まだ)	
⑥ ひとりすわりができるようになったのはいつ頃ですか		(か月・まだ)	
⑦ 歩きはじめたのはいつ頃ですか		(か月・まだ)	
《記入日時点で1歳8か月以上のお子様については、以下の⑧～⑱もご回答ください。》			
⑧ 理由なく突然たいたり、かみついたり奇声をあげたりしますか	いいえ	はい	
⑨ 生活に支障をきたす程、特定のことにこだわりますか(数字・図形・水遊び・食べ物・回るものなど)	いいえ	はい	
⑩ 次のことを極端に嫌がりますか(人に触れられる・大きな音など)	いいえ	はい	
⑪ 後追いをしますか(しましたか)	はい	いいえ	
⑫ 名前を呼ばれたら返事しますか(呼ばれたことが分かり反応する)	はい	いいえ	
⑬ 意味のある単語(物の名称など)を話しますか	はい	いいえ	
⑭ 話しかけられた人と目を合わせますか	はい	いいえ	
⑮ 簡単な指示を理解できますか(「～チョウダイ」「マッテテネ」など)	はい	いいえ	
⑯ 危険な行為を、大人の表情や簡単な言葉かけでやめる事ができますか	はい	いいえ	
⑰ あいさつ・返事など生活や遊びに必要な言葉を使えますか	はい	いいえ	
⑱ ほかの子どもや周囲に関心を示しますか	はい	いいえ	
下記に同意の上、□にチェックをし、ご署名をお願いいたします。 ☐ 「児童の健康状況申告書」を入園が内定した園等に通知することに同意します。 ☐ 記入内容に偽り等が判明した場合は、入園を取消されても異議ありません。 ☐ 上記内容に変更が生じた場合は、その内容について報告します。 年 月 日 保護者署名			

※本申告書は、申込み児童1名につき1面を使用してください。申込み児童が2名の場合は表面及び裏面を、3名以上の場合は本紙をコピーしてご使用ください。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式 (第 11 条関係)

利 用 解 除 届

(ご提出前に「注意事項」を必ずお読みください。)

江東区福祉事務所長 殿

年 月 日

保 護 者	住 所	江東区		「目 番	号
	氏 名			電話	— —

下記の理由により、保育所における保育の利用を解除してください。

フリガナ 児童氏名		生年月日	年 月 日生
フリガナ 児童氏名		生年月日	年 月 日生
保育所等名			
利用解除する月	年 月末日 (最終登園日の属する月をご記入ください。)		

該当する理由の□をチェックし、内容を記入してください。

☐ 住所変更(転出)のため。

転出(予定)日 年 月 日

転 出 先 住 所

連 絡 先

◆ 住所変更後、転出した月の翌月以降も、現在利用している保育所を引き続き利用

☐ します。☐ しません。

※住所変更後も継続して通園する場合は、原則、転出月中に転出先自治体の保育園担当窓口でお申込み手続が必要です。

必要書類等については、転出先自治体の保育園担当窓口にお問い合わせください。

※転出月中のお手続きがない場合は、継続して通園することができなくなることがありますのでご注意ください。

☐ 保護者の状況が次のようになったため。☐ 離職したため。☐ 家庭で保育ができる環境になったため。☐ 育児休業取得のため。☐ その他

(理由)

区内の認可保育園へ転園の申込みをしており、以下に該当する場合のみチェックをしてください。

(区外へ住所変更(転出)する場合を除く。)

☐ 現在通っている保育所を退所後も、転園の申込みを新規の申込みとして残すことを希望します。

<注意事項>

◆原則、利用解除届は退所月の5日までに提出ください。

(転出先自治体の利用調整結果等により継続利用の有無が決まる場合は、結果が判明し次第、速やかに本届をご提出ください。なお、結果の判明時期にかかわらず、遅くとも退園月の末日までに必ずご提出ください。)

◆ご提出された利用解除届は、原則として、取り下げることできません。

- ◆本届を提出しても、退園する月の月末までは通うことができます。
- ◆転園の申込みをしている方が、現在通っている保育園を退園した場合は、上記に☑がない限り転園の申込みは取下げとなります。
- ◆本届については、保護者(父母)双方の同意があるものとして受け付けます。

受付年月日

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 5 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区保育所等における保育に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

科技工所番号の通知は、歯科技工所番号通知書
(別記第 5 号様式) によるものとする。

第 4 条第 2 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 歯科技工所番号

別記第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 6 3 号

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則

江東区保健所長委任規則（昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 4 号中「法」という。）」の次に「、歯科技工士法施行規則（昭和 3 0 年厚生省令第 2 3 号）」を、「平成 9 年」の次に「3 月」を加え、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 区規則第 3 条の 2 の規定による歯科技工所番号の通知

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

江東区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 6 4 号

江東区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

江東区歯科技工士法施行細則（平成 9 年 3 月江東区規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 3 号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(歯科技工所番号の通知)

第 3 条の 2 省令第 1 3 条第 3 項の規定による歯

別記第 5 号様式 (第 3 条の 2 関係)

第 号
年 月 日

様

江東区保健所長

歯科技工所番号通知書

歯科技工士法施行規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり歯科技工所番号を通知いたします。

記

- 1 歯科技工所名
- 2 歯科技工所所在地
- 3 歯科技工所番号

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

江東区児童館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 65 号

江東区児童館条例施行規則の一部を改正す

る規則

江東区児童館条例施行規則 (昭和 44 年 4 月江東区規則第 24 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「児童館利用者カード (別記第 2 号様式。以下「利用者カード」を「児童館利用者カード等 (以下「利用者カード等」に改め、同条第 2 項中「により、」を「の利用者カード等の交付を受けた者が」に、「利用者カード」を「利用者カード等」に改める。

第4条中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第5条第2項中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第7条第2項中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第9条中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

児童館利用申請書

きにゅうび 記入日	ねん 年	がつ 月	にち 日		
ふりがな				おとこ 男	おんな 女
じどうしめい 児童氏名					
せいねんがっぴ 生年月日	ねん 年	がつ 月	にち 日	うまれ 生まれ	ねんれい 年齢
がっこう 学校	がくねん 学年	がっこう 学校		ねんせい 年生	
ほごしゃしめい 保護者氏名	つづきから はは ちち そふ そぼ た ＊ 続 柄 (母・父・祖父・祖母・その他)				
ちいき 地域 (住所)					
きんきゅうれんぐさき 緊急連絡先 1	— はは (母) ちち 父 そふ 祖父 そぼ 祖母 た その他				
きんきゅうれんぐさき 緊急連絡先 2	— はは (母) ちち 父 そふ 祖父 そぼ 祖母 た その他				

別記第 2 号様式を削り、別記第 3 号様式を別記第 2 号様式とし、別記第 4 号様式から別記第 6 号様式までを 1 様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

江東区こどもプラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 66 号

江東区こどもプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

江東区こどもプラザ条例施行規則（令和 4 年 3 月江東区規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条中「別記第 4 号様式」を「別記第 8 号様式」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を加え、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同項第 5 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同条第 2 項中「江東区こどもプラザ利用料金還付請求書兼領収書（別記第 3 号様式）」を「江東区こどもプラザ利用料金還付請求書（別記第 7 号様式）」に改め、同条を第 7 条

とする。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 区長が別に定める要件に該当する18歳未満の児童のみで構成された団体が利用する場合 全額

第5条第1項第3号中「該当する」の次に「子育て支援に資する活動又はこどもの健全な成長を推進する活動を行う」を加え、同条第4項中「江東区こどもプラザ利用申請書兼利用料金減額・免除申請書」を「江東区こどもプラザ利用料金減額・免除申請書（別記第6号様式）」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「江東区こどもプラザ利用申請書兼利用料金減額・免除申請書」を「利用申請書」に改め、同条を第5条とする。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 指定管理者は、前項の貸切利用の承認をし、その利用料金が納入されたときは、江東区こどもプラザ利用承認書（別記第5号様式。以下「利用承認書」という。）を前条第1項の規定により利用申請をした者に交付する。

第3条を第4条とする。

第2条第1項を次のように改める。

条例第8条の規定により施設を貸切利用しようとする利用登録者は、江東区こどもプラザ利用申請書（別記第4号様式。以下「利用申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

第2条第2項中「初日（当該日が休館日に当たるときは、その日後における直近の休館日でない日）から利用期日の7日前まで」を「2日から」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（利用者登録）

第2条 条例第8条の規定により施設を貸切利用しようとする者は、あらかじめ条例第7条の規定により指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に江東区こどもプラザ公共施設予約システム利用者登録申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、江東区こどもプラザ公共施設予約システム利用者登録通知書（別記第2号様式）により、利用者登録申請をした者に通知する。
- 3 前項の規定により登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、利用者登録の内容に変更があったときは、江東区こどもプラ

ザ公共施設予約システム利用者登録変更申請書（別記第3号様式）を指定管理者に提出し、利用者登録の内容を変更しなければならない。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

(指定管理者) 殿

江東区こどもプラザ公共施設予約システム利用者登録申請書

江東区こどもプラザ公共施設予約システムの利用者登録をしたいので、次のとおり申請します。

【登録情報】

申請日	年 月 日
利用者区分	☐ 個人 ☐ 団体
団体種別 (団体のみ)	☐ 学校 ☐ 区 ☐ 幼稚園・保育園 ☐ 町内 ☐ クラブ・サークル
ふりがな	
氏名 / 団体名	
代表者ふりがな (団体のみ)	
代表者氏名 (団体のみ)	
郵便番号	〒
住所 (代表者住所)	
建物名等	
電話番号 (自宅/携帯)	
緊急連絡先	
メールアドレス	
メール送信指定	☐ 送信する ☐ 送信しない

【利用上の確認事項】

内容を確認した上で、☐にチェックしてください。

- ☐ 火器は使用しません。
- ☐ 飲酒・喫煙（電子タバコを含む。）は行いません。

ご記入いただいた個人情報は、江東区こどもプラザ公共施設予約システム利用者登録事務以外の目的には使用しません。

別記第2号様式(第2条関係)

江東区こどもプラザ公共施設予約システム
利用者登録通知書

年 月 日

様

指定管理者

次のとおり、江東区こどもプラザ公共施設予約システムの利用者として登録しました。

1 利用者ID等

利用者ID (登録番号)	
パスワード	

※ 予約システム利用の際は、必ず「利用者ID」及び「パスワード」が必要となります。

また、窓口、電話等での施設予約に関するお問い合わせの際にも、「利用者ID」をお知らせください。

2 登録年月日 年 月 日

3 パスワードについて

本通知書のパスワードは仮パスワードです。必ず本人によるパスワードの変更を行ってください。パソコンから下記のURLにアクセスしてパスワード変更を行うことができます。

上記URLにアクセスすると、利用者画面のトップページに入ります。
画面右上のログインボタンから入った画面で利用者IDと仮パスワードを入力し、「仮パスワード変更」画面に入ったらパスワードを変更してください。

別記第 3 号様式 (第 2 条関係)

(指定管理者) 殿

江東区こどもプラザ公共施設予約システム利用者登録変更申請書

江東区こどもプラザ公共施設予約システムの利用登録した内容を変更したいので、次のとおり申請します。

【登録情報】

利用者区分	☐ 個人 ☐ 団体
氏名 / 団体名	
代表者氏名(団体のみ)	
電話番号 (自宅/携帯)	
利用者ID (分かる場合)	

【変更項目】

☐ 氏名／団体名	☐ 代表者	☐ 住所	☐ 緊急連絡先	☐ 電話番号
☐ メールアドレス	☐ その他			

【変更内容】

登録内容 (変更前)	登録内容 (変更後)

【利用上の確認事項】

内容を確認した上で、☐にチェックしてください。

- ☐ 火器は使用しません。
- ☐ 飲酒・喫煙（電子タバコを含む。）は行いません。

ご記入いただいた個人情報は、江東区こどもプラザ公共施設予約システム利用者登録事務以外の目的には使用しません。

別記第 4 号様式（第 3 条、第 5 条関係）

江東区子どもプラザ利用申請書

申 請 番 号				年 月 日	
指定管理者 殿					
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
F A X					
利用責任者 住 所					
氏 名					
電 話					
F A X					
江東区子どもプラザの利用を、次のとおり申請します。					
催 事 区 分					
催 事 詳 細					
利 用 内 容					
利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	利 用 目 的		基 本 料
			営利/非営利	利用予定人数	
				人	円
対 象 者				基本料合計	円
入 場 料 (最 高 額)				加 算 額	円
公 益 / 取 益				減 額	円
				利 用 料 金	円

別記第 4 号様式の次に次の 4 様式を加える。

別記第 5 号様式 (第 4 条、第 7 条関係)

江東区こどもプラザ利用承認書

申請番号		年 月 日			
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電話番号					
F A X					
利用責任者住所					
氏 名					
電 話					
F A X					
指定管理者					
江東区こどもプラザの利用を、次のとおり承認します。					
催 事 区 分					
催 事 詳 細					
利 用 内 容					
利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	利 用 日 的		基 本 料
			営利/非営利	利用予定人数	
				人	円
対 象 者				基本料合計	円
入 場 料 (最 高 額)				加 算 額	円
公 益 / 収 益				減 額	円
				利 用 料 金	円

別記第 6 号様式（第 6 条関係）

江東区子どもプラザ利用料金減額・免除申請書

申 請 番 号		年 月 日			
指定管理者 殿					
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
利用責任者	住 所				
氏 名					
電 話					
江東区子どもプラザの利用料金の減額・免除を、次のとおり申請します。					
利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	減 免	基本料	減免額 (減 免 率)
					円
申請理由			基 本 料 合 計	円	
			減 免 額 合 計	円	
			減 額	円	
			加 算 額	円	
			利 用 料 金	円	

別記第 7 号様式 (第 7 条関係)

江東区こどもプラザ利用料金還付請求書

申 請 番 号					年 月 日
指定管理者 殿					
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
利用責任者 住 所					
氏 名					
電 話					
江東区こどもプラザの利用料金の還付を、次のとおり申請します。					
利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	請 求 理 由	過 払 額	
				円	
還付請求理由					
利 用 承 認 年 月 日		還 付 請 求 額	円		

別記第8号様式（第8条関係）

江東区こどもプラザ利用承認取消等通知書

申 請 番 号		年 月 日
申 請 者 住 所 氏名又は団体の名称 代 表 者 氏 名 電 話 利 用 責 任 者 住 所 氏 名 電 話 指定管理者		
年 月 日付 第 号 で承認された江東区こどもプラザの利用について、次のとおり通知します。		
利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名
取消理由 取消日：		利 用 料 金 合 計
		キ ャ ン セ ル 料 合 計
		既 納 額
		追 徴 額
		還 付 額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江東区こどもプラザ条例施行規則の規定は、令和 8 年 12 月以後の貸切利用分について適用し、同年 11 月以前の貸切利用分については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区こどもプラザ条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区認可地縁団体印鑑登録証明事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 67 号

江東区認可地縁団体印鑑登録証明事務規則の一部を改正する規則

江東区認可地縁団体印鑑登録証明事務規則（平成 5 年 5 月江東区規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 5 条第 1 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

第 6 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 68 号

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年 12 月江東区規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「130 万円以上」の次に「（満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者にあつては、年額 150 万円以上）」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の江東区職員の給与に関する条例施行規則第 5 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年 11 月江東区条例第 41 号）附則第 8 項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。

江東区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 10 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 69 号

江東区公印規則の一部を改正する規則

江東区公印規則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「	1 5	て ん 書	方 2 1 ミ リメ ート ル	戸籍法及び住 民基本台帳法 （戸籍の附 票）に基づき 作成する身分 等の証明書 （自動認証器 用）	区民課 長
	1 6	同	同	戸籍法、住民 基本台帳法 （戸籍の附 票）、墓地、 埋葬等に関 する法律、母 子保健法及び 相続税法に基 づく作成する 文書及び身分 等の証明書	同

を
「

1 5	(削除)			
1 6	て ん 書	方 2 1 ミ リメ ート ル	戸籍法、住民 基本台帳法（戸 籍の附票）、 墓地、埋葬等 に関する法律、 母子	区民課 長

			保健法及び相続税法に基づき作成する文書及び身分等の証明書	
--	--	--	------------------------------	--

に、
「

38	てん書	方21ミリメートル	戸籍法及び住民基本台帳法（戸籍の附票）に基づき作成する身分等の証明書（自動認証器用）	区民課長
39	同	同	戸籍法、住民基本台帳法（戸籍の附票）、墓地、埋葬等に関する法律、母子保健法及び相続税法に基づき作成する文書及び身分等の証明書	同

を
「

38	(削除)			
39	てん書	方21ミリメートル	戸籍法、住民基本台帳法（戸籍の附票）、墓地、埋葬等に関する法律、母子保健法及び相続税法に基づき作成する文書及び身分等の証明書	区民課長

に、
「

附属機関代表者印	90	同	方21ミリメートル	同	同
	90の2	同	同	同	同

を
「

附属機関代表	90	同	方21ミリメ	同	同
--------	----	---	--------	---	---

者印			一トル		
	90の2	同	同	同	同
審理員印	91	同	同	行政不服審査法による審理員が発する文書	総務課長

に改める。

別表第2中

「

15

専用第四号	江東区長印	区民部区民課
-------	-------	--------

を
「15
(削除)に、
「

38

専用第四号	代江東区長印	区民部区民課
-------	--------	--------

を
「38
(削除)

に、

「 90 の 2

の	区	東
名	(	京
称	附	都
—	属	江
長	機	東
印	関	東

」

を 「 90 の 2 91

の	区	東	審	江
名	(	京		
称	附	都		
—	属	江	理	東
長	機	東		
印	関	東	員	区

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 (教)

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 11 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 鈴 木 清 人

◎江東区教育委員会規則第 16 号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号中「130 万円以上」の次に「（満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者にあつては、年額 150 万円以上）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第 7 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年 11 月江東区条例第 43 号）附則第 8 項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。

告

示

◎江東区告示第288号

介護保険法第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年9月7日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 介護保険事業所番号
1370807388
- 2 事業所の名称及び所在地
アウケアプランセンター江東大島
東京都江東区大島2-32-10東急ドエルアルス亀戸103
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
スリーエス株式会社
東京都千代田区飯田橋3-1-8黒崎ビル201
代表取締役 千田 桂太郎
- 4 指定年月日
令和8年9月1日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第292号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和8年9月9日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第293号

下記事件につき、令和8年第3回江東区議会定例会を9月16日に招集する。

令和8年9月9日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和7年度決算に基づく江東区健全化判断比

率について

- 2 令和7年度江東区一般会計歳入歳出決算
- 3 令和7年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算
- 4 令和7年度江東区介護保険会計歳入歳出決算
- 5 令和7年度江東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 6 令和8年度江東区一般会計補正予算（第2号）
- 7 令和8年度江東区介護保険会計補正予算（第1号）
- 8 青少年交流プラザの指定管理者の指定について
- 9 保育所の指定管理者の指定について
- 10 児童館の指定管理者の指定について
- 11 こどもプラザの指定管理者の指定について
- 12 子ども家庭支援センターの指定管理者の指定について
- 13 区立都市公園の一部における指定管理者の指定について
- 14 区民農園の指定管理者の指定について
- 15 自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 16 図書館の指定管理者の指定について
- 17 地域密着型介護施設の指定管理者の指定について
- 18 福祉会館の指定管理者の指定について
- 19 仙台堀川公園周辺路線電線共同溝整備工事（B-1工区）請負契約
- 10 東雲公園改修工事請負契約
- 21 江東区東砂スポーツセンター改修工事請負契約
- 22 江東区東砂スポーツセンター電気設備改修工事請負契約
- 23 江東区東砂スポーツセンター機械設備改修工事請負契約
- 24 江東区南砂第五保育園改修工事請負契約
- 25 議決を得た契約の契約変更について（仙台堀川公園周辺路線道路改良工事（A-2工区）請負契約）
- 26 議決を得た契約の契約変更について（江東区立小名木川小学校改築工事請負契約）
- 27 議決を得た契約の契約変更について（江東区立第六砂町小学校改築工事請負契約）
- 28 議決を得た契約の契約変更について（江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事請負契約）
- 29 議決を得た契約の契約変更について（江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事請負契約）

- 約)
- 3 0 議決を得た契約の契約変更について (江東
きつずクラブ北砂増築その他改修工事請負契
約)
- 3 1 議決を得た契約の契約変更について (江東
区庁舎照明器具改修工事請負契約)
- 3 2 江東区印鑑条例の一部を改正する条例
- 3 3 江東区事務手数料条例の一部を改正する条
例
- 3 4 江東区立都市公園条例の一部を改正する条
例
- 3 5 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学
校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例
- 3 6 水防又は応急措置の業務に従事した者の損
害補償に関する条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第 3 0 6 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 (昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号) 第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

江東区長 大久保 朋 果

[別紙省略]

◎江東区告示第 3 1 0 号

江東区道路占用規則 (昭和 5 2 年 9 月江東区規則第 4 5 号) 第 1 7 条の規定に基づき定めた、道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表及び道路掘さく復旧費徴収単価表 (令和 6 年 9 月江東区告示第 3 4 7 号) の全部を別紙のとおり改正し、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、同日前に掘さく復旧面積又は掘さく復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 2 4 日

江東区長 大久保 朋 果

自費復旧の場合における道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表

 上段 : : : : : 昼間単価
 下段 : : : : : 夜間単価

歩 車 道 別	上 種	単 位	徴 収 単 価 (円)			摘 要
			A	B	C	
車道	1	車道舗装 2 0 型	1,870	1,370	610	
			2,460	1,800	690	
"	2	車道舗装 2 5 型	3,500	2,560	910	
			4,720	3,460	1,030	
"	3	車道舗装 4 0 型	4,530	3,320	1,250	
			6,100	4,470	1,420	
"	4	車道舗装 5 5 型	5,690	4,170	1,740	
			7,580	5,550	1,980	
"	5	車道舗装 6 0 型	6,560	4,800	2,020	
			8,620	6,320	2,220	
"	6	車道舗装 7 0 型	7,930	5,810	2,520	
			10,340	7,570	2,740	
"	7	車道舗装 8 5 型	9,140	6,690	2,970	
			11,970	8,770	3,310	
"	8	車道舗装 6 0 型（改質Ⅱ）	6,640	4,870	2,080	
			8,710	6,380	2,280	
"	9	車道舗装 7 0 型（改質Ⅱ）	7,970	5,830	2,540	
			10,380	7,600	2,770	
"	10	車道舗装 8 5 型（改質Ⅱ）	9,180	6,720	3,000	
			12,010	8,800	3,340	
"	11	車道舗装 6 0 型（低騒音）	6,810	4,990	2,190	
			8,880	6,510	2,400	
"	12	車道舗装 7 0 型（低騒音）	8,130	5,960	2,650	
			10,550	7,730	2,880	
"	13	アスコン 5 型	550	400	200	
			690	510	220	
"	14	アスコン 1 0 型	2,470	1,810	590	
			3,360	2,460	650	
"	15	アスコン 1 5 型	2,890	2,120	820	
			3,830	2,800	880	
"	16	アスコン 2 0 型	3,660	2,680	1,070	
			4,820	3,530	1,150	
"	17	アスコン 2 5 型	4,210	3,090	1,280	
			5,490	4,020	1,370	
"	18	アスコン 3 5 型	5,580	4,090	1,780	
			7,210	5,280	1,890	
"	19	アスコン 2 5 型（改質Ⅱ）	4,300	3,150	1,340	
			5,580	4,080	1,430	
"	20	アスコン 3 5 型（改質Ⅱ）	5,620	4,120	1,810	
			7,240	5,310	1,910	
"	21	アスコン 2 5 型（低騒音）	4,460	3,270	1,450	
			5,750	4,210	1,540	
"	22	アスコン 3 5 型（低騒音）	5,790	4,240	1,920	
			7,420	5,430	2,030	
"	23	路盤工 3 0 型	2,080	1,520	680	
			2,780	2,040	800	
"	24	路盤工 3 5 型	2,370	1,740	750	
			3,170	2,320	880	
"	25	路盤工 4 0 型	2,830	2,070	940	
			3,790	2,780	1,120	
"	26	碎石舗装	190	140	130	
			270	190	180	
"	27	車道路盤先行仮舗装	5,380	3,940	1,610	
			7,260	5,320	1,890	
歩道	28	歩道舗装 1 0 型（非透水）	1,210	890		B. C 共通
			1,600	1,170		
"	29	歩道舗装 1 9 型（透水）	2,020	1,480		"
			2,710	1,980		
"	30	アスコン 3 型（非透水）	470	340		"
			600	440		

自費復旧の場合における道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表

 上段 : : : : : 昼間単価
 下段 : : : : : 夜間単価

歩 車 道 別	工 種		単 位	徴 収 単 価 (円)			摘 要
				A	B	C	
歩道	31	アスコン 4 型 (透水)	㎡	550 730	400 540		B. C 共通
	32	コンクリート平板舗装	㎡	2,780 3,390	2,040 2,490		〃
〃	33	インターロッキング舗装 (非透水)	㎡	2,540 3,140	1,770 2,200		〃
〃	34	インターロッキング舗装 (透水)	㎡	3,110 3,880	2,190 2,740		〃
〃	35	乗入れ舗装 3 0 型 (セメコン)	㎡	3,830 5,400	2,800 3,950		〃
〃	36	乗入れ舗装 4 0 型 (セメコン)	㎡	4,700 6,600	3,450 4,840		〃
〃	37	セメコン 1 5 型 (乗入れ)	㎡	1,130 1,670	830 1,230		〃
〃	38	セメコン 2 0 型 (乗入れ)	㎡	1,400 2,090	1,030 1,530		〃
〃	39	乗入れ舗装 3 5 型 (アスコン)	㎡	3,770 5,090	2,760 3,730		〃
〃	40	乗入れ舗装 5 0 型 (アスコン)	㎡	5,430 7,200	3,980 5,270		〃
〃	41	アスコン 5 型 (乗入れ)	㎡	580 710	420 520		〃
〃	42	アスコン 1 5 型 (乗入れ)	㎡	1,360 1,650	1,000 1,210		〃
〃	43	乗入れ舗装 3 0 型 (インターロッキング)	㎡	4,140 5,380	2,940 3,830		〃
〃	44	乗入れ舗装 3 5 型 (インターロッキング)	㎡	4,430 5,760	3,160 4,110		〃
〃	45	歩道路盤先行仮舗装	㎡	1,980 2,620	1,450 1,920		〃
その他	46	街きよ	m	5,940 7,370	4,350 5,400	3,400 4,050	
	47	L 形・U 形側溝	m	3,710 5,020	2,720 3,680		B. C 共通
〃	48	歩道止石	m	2,370 3,290	1,740 2,410		〃
〃	49	境 石	m	1,620 2,280	1,190 1,670		〃
〃	50	植樹帯縁石	m	1,780 2,430	1,310 1,780		〃
〃	51	中央帯縁石	m	3,770 5,230	2,760 3,830	2,200 3,010	
〃	52	区画線	m	70 80	50 60		B. C 共通

道路掘さく復旧費徴収単価表

 上段 …… 昼間単価
 下段 …… 夜間単価

歩 車 道 別	工 種	単 位	徴収単価 （円）			摘 要
			A	B	C	
車道	1	車道舗装 2 0 型	37,429 49,233	27,404 36,065	12,240 13,822	
	2	車道舗装 2 5 型	69,905 94,385	51,196 69,120	18,251 20,531	
"	3	車道舗装 4 0 型	90,589 122,084	66,349 89,411	24,949 28,451	
	4	車道舗装 5 5 型	113,858 151,571	83,389 111,011	34,789 39,567	
"	5	車道舗装 6 0 型	131,182 172,473	96,087 126,316	40,364 44,476	
	6	車道舗装 7 0 型	158,542 206,727	116,116 151,407	50,302 54,818	
"	7	車道舗装 8 5 型	182,793 239,476	133,876 175,396	59,433 66,196	
	8	車道舗装 6 0 型（改質Ⅱ）	132,862 174,142	97,309 127,549	41,509 45,611	
"	9	車道舗装 7 0 型（改質Ⅱ）	159,327 207,502	116,684 151,964	50,836 55,353	
	10	車道舗装 8 5 型（改質Ⅱ）	183,567 240,262	134,444 175,964	59,967 66,731	
"	11	車道舗装 6 0 型（低騒音）	136,189 177,676	99,742 130,124	43,745 47,945	
	12	車道舗装 7 0 型（低騒音）	162,644 211,025	119,127 154,549	53,062 57,687	
"	13	アスコン 5 型	10,909 13,865	7,996 10,156	4,047 4,331	
	14	アスコン 1 0 型	49,473 67,145	36,240 49,178	11,738 12,927	
"	15	アスコン 1 5 型	57,807 76,505	42,338 56,029	16,331 17,629	
	16	アスコン 2 0 型	73,200 96,425	53,618 70,604	21,316 22,953	
"	17	アスコン 2 5 型	84,262 109,865	61,713 80,465	25,658 27,371	
	18	アスコン 3 5 型	111,611 144,109	81,742 105,545	35,607 37,724	
"	19	アスコン 2 5 型（改質Ⅱ）	85,931 111,524	62,924 81,687	26,793 28,516	
	20	アスコン 3 5 型（改質Ⅱ）	112,396 144,884	82,309 106,113	36,131 38,258	
"	21	アスコン 2 5 型（低騒音）	89,258 115,058	65,367 84,262	29,029 30,840	
	22	アスコン 3 5 型（低騒音）	115,713 148,407	84,742 108,698	38,367 40,582	
"	23	路盤工 3 0 型	41,629 55,658	30,480 40,767	13,560 16,004	
	24	路盤工 3 5 型	47,444 63,327	34,756 46,385	15,065 17,585	
"	25	路盤工 4 0 型	56,585 75,785	41,433 55,505	18,818 22,418	
	26	砕石舗装	3,829 5,302	2,793 3,884	2,618 3,622	
"	27	車道路盤先行仮舗装	107,673 145,233	78,851 106,364	32,225 37,789	
歩道	28	歩道舗装 1 0 型（非透水）	24,164 32,029	17,705 23,444		B、C 共通
	29	歩道舗装 1 9 型（透水）	40,473 54,131	29,651 39,644		"
"	30	アスコン 3 型（非透水）	9,305 11,989	6,818 8,782		"

道路掘さく復旧費徴収単価表

上段 : : : : : 昼間単価
下段 : : : : : 夜間単価

歩 車 道 別		工 種	単 位	徴収単価 (円)			摘 要
				A	B	C	
歩道	3 1	アスコン 4 型 (透水)	m ²	10,996 14,618	8,051 10,702		B. C 共通
"	3 2	コンクリート平板舗装	m ²	55,582 67,876	40,702 49,702		"
"	3 3	インターロッキング舗装 (非透水)	m ²	50,771 62,858	35,422 44,018		"
"	3 4	インターロッキング舗装 (透水)	m ²	62,160 77,629	43,767 54,829		"
"	3 5	乗入れ舗装 3 0 型 (セメコン)	m ²	76,571 107,967	56,073 79,069		"
"	3 6	乗入れ舗装 4 0 型 (セメコン)	m ²	94,080 132,065	68,902 96,720		"
"	3 7	セメコン 1 5 型 (乗入れ)	m ²	22,527 33,491	16,505 24,524		"
"	3 8	セメコン 2 0 型 (乗入れ)	m ²	28,069 41,782	20,553 30,600		"
"	3 9	乗入れ舗装 3 5 型 (アスコン)	m ²	75,425 101,869	55,233 74,607		"
"	4 0	乗入れ舗装 5 0 型 (アスコン)	m ²	108,589 143,902	79,527 105,393		"
"	4 1	アスコン 5 型 (乗入れ)	m ²	11,564 14,258	8,476 10,440		"
"	4 2	アスコン 1 5 型 (乗入れ)	m ²	27,196 33,065	19,909 24,218		"
"	4 3	乗入れ舗装 3 0 型 (インターロッキング)	m ²	82,822 107,542	58,822 76,658		"
"	4 4	乗入れ舗装 3 5 型 (インターロッキング)	m ²	88,680 115,233	63,109 82,287		"
"	4 5	歩道路盤先行仮舗装	m ²	39,502 52,484	28,931 38,433		"
その他	4 6	街きよ	m	118,811 147,338	87,011 107,902	68,062 80,945	
"	4 7	L 形・U 形側溝	m	74,247 100,418	54,371 73,538		B. C 共通
"	4 8	歩道止石	m	47,465 65,891	34,767 48,251		"
"	4 9	境 石	m	32,487 45,589	23,782 33,382		"
"	5 0	植樹帯縁石	m	35,662 48,502	26,116 35,520		"
"	5 1	中央帯縁石	m	75,338 104,564	55,178 76,582	44,040 60,229	
"	5 2	区画線	m	1,331 1,680	971 1,222		B. C 共通

備考(1) 利用にあたっての注意事項

- 1 掘削復旧工事にあたっては道路占用工事要綱によることとし、道路掘さく復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びK d 部分とする。
- 2 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長にそれぞれ本表の単価を乗じて得た額とする。なお、施工数量の端数処理は、幅（小数点第 2 位）×延長（小数点第 1 位）＝面積を小数点第 2 位まで表示（小数位以下 3 位は四捨五入）とする。
- 3 徴収単価の適用区分は、工種毎に定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い次に定めるところによる。

なお、街きよ用集水ます、L 形側溝用集水ます、U 形側溝用集水ます及び歩道植樹帯縁石（端部）の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L 形側溝、U 形側溝及び歩道縁石（直線部）の掘削復旧延長による。

A：掘削復旧面積が 20 平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が 20 メートルまでのもの

B：掘削復旧面積が 20 平方メートルを超え 500 平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が 20 メートルを超え 500 メートルまでのもの

C：掘削復旧面積が 500 平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が 500 メートルを超えるもの
- 4 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種の掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるものとする。
- 5 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の 1/2 とする。
- 6 この徴収単価表によることが困難なものについては、別途算出した単価による。
- 7 道路掘削復旧工事監督事務費の徴収単価は、道路掘削復旧工事費の 6 パーセント相当額（10 円未満四捨五入）をもって算出したものである。

(2) 道路掘削復旧費の算出について

- 1 道路管理者が受託復旧を行う際の道路掘削復旧費については、別途算出することとする。
- 2 道路掘削復旧費は、別途算出した工事費に消費税及び地方消費税を加算し、これに監督事務費として工事費の 10 パーセント相当額（10 円未満四捨五入）を加えた額（1 円未満は切り捨て）とする。

道路掘削復旧費＝工事費×（1＋消費税及び地方消費税の税率）＋監督事務費

※工事費とは東京都建設局発行の道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価内訳表に示されている工事費単価を指す。

◎江東区告示第 3 1 3 号

予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定により、令和 8 年度高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症予防接種について下記のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

江東区長 大久保 朋 果

記

1 定期予防接種の種類

- ① 高齢者インフルエンザウイルスワクチン
- ② 新型コロナウイルスワクチン

2 接種対象者及び負担費用

- (1) 江東区内に居住する者で、下表の接種対象者の欄に掲げるもの

接種対象者	自己負担額
ア 予防接種日当日 6 5 歳以上である者 イ 区が必要と認める以下に掲げる事項に該当する予防接種日当日 6 0 歳～6 4 歳である者 心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）疾患のある障害者手帳 1 級の者	2, 5 0 0 円
ウ 上記に該当し、かつ、生活保護法による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 エ 令和 9 年 3 月 3 1 日現在満 7 5 歳以上である者	免除

- (2) 他区（江東区を除く 2 2 区）に居住する者で、(1) の表に該当するもの（負担額については他区の規定に準じる。）

3 実施期間

- ① 高齢者インフルエンザ
令和 8 年 9 月 1 8 日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで
- ② 新型コロナウイルス
令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 場所

別表に掲げる実施医療機関

5 実施方法

公益社団法人江東区医師会に委託して、個別接種を実施する。

6 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記に該当する者のほか、医師が予防接種を受けることが不適当だと判断した者
- 7 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

別紙 秋開始定期予防接種医療機関

1 高齢者インフルエンザ

ふるたに医院	東清澄 3-4-11 サイネックスビル 2F
清澄内科	清澄 3-6-9
清澄ケアクリニック	清澄 3-10-16
清澄白河耳鼻咽喉科いびき・無呼吸クリニック	高橋 1-2 4F
ひかり眼科・緩和ケアクリニック清澄白河	高橋 1-2 メディカルスクエア清澄白河 6F
望月内科クリニック	高橋 13-2 ヴィラロイヤル森下 1F
篠宮クリニック	森下 1-5-10 篠宮ビル 2F
森下クリニック内科皮膚科小児科	森下 1-6-9 タカマビル 1F
森下駅前クリニック	森下 1-16-7 太田ビル 1 F
あおばクリニック	森下 2-20-12 フォーレドサンテ 2F
もりした耳鼻咽喉科	森下 2-28-3 森下 TM マンション 1F
野木村医院	森下 4-9-12
中沢内科	森下 4-11-5 東和第 2 ビル 2F
平和記念医院	平野 2-11-5 2F
ウェルネス木場公園クリニック	平野 3-2-13
深川クリニック	三好 2-15-10
東龍堂鈴木医院	三好 3-8-4
扇橋診療所	三好 4-7-10-102
清澄女性泌尿器科クリニック	白河 1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ 2F
パークイーストクリニック清澄白河	白河 1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ 3F
河口内科眼科クリニック	白河 3-1-3
しらかわ耳鼻咽喉科クリニック	白河 3-4-3-202
清澄白河ファミリークリニック	白河 3-4-3-205
魚住総合クリニック	永代 2-34-10
永代クリニック	永代 2-37-22
たけし在宅クリニック	福住 1-17-8 東亜門前仲町ビル 5F
ひろた医院	深川 1-5-3 2F
深川安江クリニック	深川 2-14-11
東西線メディカルクリニック	門前仲町 1-4-8 ブラザ門前仲町 9F
門前仲町内科クリニック	門前仲町 1-6-11 3F
門前仲町駅前あおき整形外科	門前仲町 1-6-12 門前仲町MAビル 2F
門仲耳鼻咽喉科	門前仲町 1-20-3 3F
野崎クリニック	門前仲町 2-11-8
江東ありま胃腸肛門内視鏡クリニック門前仲町院	富岡 1-4-10 リバーハイツ門前仲町 2F
船山内科	富岡 1-13-14 リブリ・ヴィラクリヤマⅡ 1F
はる内科・呼吸器内科 門前仲町院	富岡 1-25-5 メディカルビル門前仲町 5・6F
おかみやウィメンズクリニック門前仲町	富岡 1-25-5 メディカルビル門前仲町 7F
とみおか医院	富岡 1-26-20 2F
M's クリニックもんなか	富岡 2-2-6 プロスペアー門前仲町 202
こどもみらい富岡クリニック	富岡 2-9-11 Tokyo Monnaka Village 6F

大井医院	古石場 1-13-19 パークハイムはま 1F
吉田まゆみ内科	古石場 2-14-1 ウェルタワー深川 204
みやさか内科医院	塩浜 1-4-3
ゆき耳鼻咽喉科クリニック	塩浜 2-5-23-104
鈴木病院	塩浜 2-7-3
橘クリニック	枝川 1-6-20
鈴木リハビリテーション病院	枝川 3-8-13
豊洲イーウェルクリニック	豊洲 2-1-9 豊洲セイルパーク 2F
タムスファミリークリニック豊洲	豊洲 2-2-1 アーバンドックららぽーと豊洲
けいこ豊洲こどもクリニック	豊洲 2-5-3 パークシティ豊洲コート C 棟
豊洲寺沢クリニック	豊洲 2-5-3 1F
神津クリニック	豊洲 3-2-3 豊洲キュービックガーデン 1F
大手町さくらクリニック in 豊洲	豊洲 3-2-20 豊洲フロント 2F
とよす内科クリニック	豊洲 4-2-2 豊南堂ビル 2F
豊洲医院	豊洲 4-7-1
江東豊洲はるそらクリニック	豊洲 4-10-18 プライヴブルー東京 1F
澤井クリニック	豊洲 5-2-10 沢真ビル 3F
昭和医科大学豊洲クリニック	豊洲 5-5-1 豊洲シエルタワー 3F
石原クリニック	豊洲 5-5-1-108
豊洲みんなクリニック豊洲院	豊洲 5-5-25
豊洲ベイサイド内科外科	豊洲 5-6-29 パークホームズ豊洲ザレジデンス
医療法人社団 東京Dタワーホスピタル	豊洲 6-4-20 Dタワー豊洲
キャップスクリニック東雲	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4F
医療法人社団 SGN スガノ脳神経外科クリニック	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4F
東京東雲整形外科	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4F
東雲クリニック	東雲 1-8-17
しののめ内科クリニック	東雲 1-9-10 イオン東雲ショッピングセンター 2F
のずえ小児科	東雲 1-9-11-102
しののめ耳鼻科クリニック	東雲 1-9-16-102
かしわぎクリニック	東雲 1-9-21 東雲キャナルコート CODAN6
たかすな内科胃腸内科クリニック	東雲 1-9-22 東雲キャナルコート内 103
なないろハートクリニック	東雲 2-1-22 キャッスルビル東雲 6F
有明みんなクリニック有明ガーデン院	有明 2-1-7 有明ガーデン 1F
サルスクリニック有明	有明 2-1-7 有明ガーデン 1F
ベビースマイルレディースクリニック有明	有明 2-1-8 有明ガーデン 4F
東京有明医療大学附属クリニック	有明 2-9-1
東京ファッションタウンビルクリニック	有明 3-6-11 T F T ビル東館 3F
オビ内科クリニック	潮見 2-1-10
潮見駅前内科クリニック	潮見 2-7-1 1F
辰巳中央診療所	辰巳 1-9-49-102
とがし住吉内科循環器クリニック	千石 2-8-10 リオベルジュ
千石はやし内科クリニック	千石 2-10-6

東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科	千石 2-10-6
正井診療所	海辺 12-11
竹内小児科医院	扇橋 2-1-3
深川立川病院	扇橋 2-2-3
小林内科クリニック	扇橋 2-17-5
城東クリニック	扇橋 3-5-7 リバーサイド奥村 1F
さるえこどもクリニック	猿江 1-18-18
福井クリニック	猿江 2-6-11
うえまつ整形外科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール 2F
住吉内科消化器内科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール 3F
石橋耳鼻咽喉科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール 4F
あそか病院	住吉 1-18-1
ツインタワーすみとしクリニック	住吉 1-19-1 ツインタワーすみとし住吉館 204 号
江東すみよしクリニック	住吉 2-3-18 井尾ビル 1F
よしだ内科クリニック	住吉 2-5-17
すみよし婦人科クリニック	住吉 2-7-6
東京ツナクリニック	住吉 2-10-12 2F
本田医院	住吉 2-11-1
木場内科外科内視鏡クリニック	木場 1-4-3 MEFULL 木場 3F
木場たかはし耳鼻咽喉科	木場 1-4-3 MEFULL 木場 4F
深川ギャザリアクリニック	木場 1-5-9 深川ギャザリア LEGARE 棟 4F
鈴木クリニック	木場 2-19-2 H・R・Hビル 3F
藤川クリニック	木場 5-3-7 東寿会ビル 6F
東峯婦人クリニック	木場 5-3-10
医療法人社団修世会木場病院	木場 5-8-7
医療法人社団 Plexus 大江戸江東クリニック	木場 6-4-16 バウムプラッツ 201 号
浅川医院	木場 6-9-8
とのうち耳鼻咽喉科クリニック	東陽 2-3-1 イトーピア東陽町マンション 2F
タウンセンタークリニック	東陽 2-3-16-116
クリニック東陽町	東陽 2-4-26 飯田ビル 2F
みつはたペインクリニック	東陽 2-4-26 飯田ビル 3F
服部医院	東陽 3-1-7
木場整形外科	東陽 3-3-6 前川ビル 3F
木場よしの消化器クリニック	東陽 3-3-9 メディカルモール木場 3F
第二服部医院	東陽 3-5-5
木場小児科	東陽 3-5-5 ラウクティビルディング 4F
永田医院	東陽 3-18-4
大陽ビルクリニック	東陽 3-23-6 大陽ビル 102
東京東部サンライズクリニック	東陽 3-23-11 イーストヴィレッジエンドウ 1F
タムス総合クリニック東陽町駅前	東陽 3-27-17 長谷川ビル 3F
までのこうじクリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 2F
東陽パークサイドクリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 4F

杉本整形外科クリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 6F
さくらハートクリニック	東陽 4-5-15 ビリーフ東陽町 3F
みつ葉クリニック	東陽 4-6-1 三共商会ビル 6F
ひまわり眼科いちかわ医院	東陽 4-6-17 T S ビル 3F
東陽整形外科クリニック	東陽 4-8-22 TSK ビル 2F
森崎医院	東陽 4-10-2 A Y G 1F
東京イースト 21 クリニック	東陽 6-3-2 イースト 21 モール 2F
クオッカ在宅クリニック	亀戸 1-2-3 亀戸天ビル 603 号室
清湘会記念病院	亀戸 2-17-24
亀戸ウィメンズクリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 4F
イースト血液内科クリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 5F 南
亀戸駅前にそむらクリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 6F
かめいど腎臓内科クリニック	亀戸 2-25-14 京阪亀戸ビル 3F
亀戸内科クリニック	亀戸 2-26-8 風月堂ビル 1F
豊村医院 耳鼻咽喉科	亀戸 2-28-16
亀戸内視鏡・胃腸内科クリニック	亀戸 2-36-12 エスプリ亀戸 4F
亀戸キッズクリニック	亀戸 2-42-5 亀戸クリニックファーム 2F
吉村内科	亀戸 2-42-7
わらび内科ペインクリニック	亀戸 3-2-13
天神通りクリニック	亀戸 3-46-2 キャッスルプラザ亀戸 101
ウエノ整形外科	亀戸 3-50-3
水神クリニック	亀戸 4-18-4 亀戸メディカルビル 3・4F
亀戸ハート内科・心臓リハビリクリニック	亀戸 5-1-1 アトレ亀戸 8F
亀戸駅前クリニック	亀戸 5-1-6 マークス亀戸 101
亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科	亀戸 5-3-2 サンタモニカ亀戸 2F
豊村医院 耳鼻咽喉科 音声・聴覚メディカルケア	亀戸 5-15-1 いなきやビル 3F
しおかぜクリニック	亀戸 6-2-3 田辺ビル 4F
五の橋こどもクリニック	亀戸 6-14-3
くらしケアクリニック城東	亀戸 6-28-2 ドゥーエ亀戸 1F
亀戸水神森クリニック	亀戸 6-57-20 亀戸東口駅前ビル 2F
あさ美皮フ科亀戸駅前	亀戸 6-57-20 Fujisaki Kameido 東口ビル 3F
ひらの亀戸ひまわり診療所	亀戸 7-10-1 Z ビル 2F
豊島医院	亀戸 8-8-8
東京城東病院	亀戸 9-13-1
わかたけクリニック	亀戸 9-34-1-136
そえだクリニック	大島 1-1-5 メディカルボートクローバー橋 2F
ルピナスこどもクリニック	大島 1-2-2 ザ・ガーデンタワーズサンセットタワー
スマイルクリニック西大島	大島 1-29-4 アルテシモコルソ 101
小野内科診療所	大島 1-33-15 小野ビル 1F
江東診療所	大島 1-36-5 江東ビル 2F
五の橋タワークリニック	大島 2-33-10 プラウドタワー亀戸 1F
いわぶち内科と泌尿器科のクリニック	大島 3-4-3 タワーレジデンス西大島 2F

林内科クリニック	大島 3-14-17 江口ビル 302
小林クリニック	大島 4-1-6-105
藤川内科・呼吸器内科クリニック	大島 4-6-21 西大島ビューハイツ 101
大島医院	大島 4-8-14
かおり皮膚科クリニック	大島 4-12-6 林ビル 1F
まつもとメディカルクリニック	大島 5-7-5 ヤマキビル大島 4F
江東病院附属在宅診療所	大島 5-7-5 ヤマキビル大島 5F
稲見内科医院	大島 5-8-1
大島駅前クリニック	大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 1F
大島耳鼻咽喉科・アレルギー科	大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 4F
いのうえ整形外科	大島 5-32-5
街のクリニック大島駅前	大島 5-36-7 白石ビル 2F
小林整形外科医院	大島 5-46-4 小林ビル 2F
永岡クリニック	大島 5-51-10-101
こどもみらい大島クリニック	大島 6-1-4-102
江東病院	大島 6-8-5
宮方クリニック	大島 6-9-11
ビーハッピークリニック	大島 7-1-18 1F
中の橋クリニック	大島 7-7-1
星医院	大島 7-36-4
あかね記念クリニック	大島 7-38-15
佐竹クリニック	大島 7-38-30 ダイエー東大島店 2F
大島小児科医院	大島 8-5-2 N&Hビル
東大島メディカルクリニック	大島 8-42-7 サンピアット東大島 2F
よし耳鼻咽喉科	大島 9-3-16 東大島メトロプラザ
笠井小児クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 103
コアシティ東大島クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 104
さがみ外科胃腸科クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 106
寿康会病院	北砂 2-1-22
北砂 2 丁目だい整形外科	北砂 2-8-5 ルナパレス 1F
岡村耳鼻咽喉科医院	北砂 2-13-12
荒木医院	北砂 2-14-17
北砂クリニック	北砂 2-14-20
協和メディカルクリニック	北砂 2-15-40
アリオ北砂皮フ科・内科	北砂 2-17-1 アリオ北砂 3F
砂町銀座内科	北砂 3-36-18 砂町銀座鈴木ビル 1F
砂町あんず皮フ科	北砂 4-9-10
南塚内科医院	北砂 4-24-11
砂町銀座はた耳鼻咽喉科	北砂 5-7-2
柳沢ファミリークリニック	北砂 5-14-3 1F
北原診療所	北砂 5-16-1
たち内科小児科クリニック	北砂 5-20-8

五味皮フ科	北砂 5-20-8 E区画
おおぞら太陽クリニック	北砂 6-1-4
サワイメディカルクリニック	北砂 6-27-17
神原医院	北砂 7-3-17
東砂内科クリニック	東砂 2-5-7 2F
赤羽根医院	東砂 2-11-27
ソライロ在宅クリニック	東砂 3-25-3
鎌上医院	東砂 4-9-2
愛和病院	東砂 4-20-2
田尻整形外科	東砂 4-22-1
みやたけクリニック	東砂 4-23-6
葛西橋診療所	東砂 5-3-4
砂町診療所	東砂 5-12-20
永岡医院	東砂 6-7-5
まるやま皮膚科クリニック	東砂 7-19-13 ベルコモン南砂 301
せき耳鼻咽喉科医院	東砂 7-19-13 ベルコモン南砂 302
金子クリニック	東砂 8-19-13
南砂町駅前皮フ科	新砂 3-1-9
南砂町リウマチ科整形外科	新砂 3-1-9
順天堂東京江東高齢者医療センター	新砂 3-3-20
南砂町駅前おおさわクリニック	新砂 3-3-53 アルカナール南砂 2F
鈴木医院	南砂 1-9-9
藤崎病院	南砂 1-25-11
南砂メディカルクリニック	南砂 2-3-19
おくむら医院	南砂 2-6-3 サンライズ東陽 2F
六地藏クリニック	南砂 2-28-7
おかもとこどもクリニック	南砂 2-32-5 センタービレッジ南砂 2F
東陽町南砂みやけ内科	南砂 2-32-5 センタービレッジ南砂 2F
かぶき内科	南砂 3-8-10
トピレック山口整形外科クリニック	南砂 6-7-15 トピレックプラザ西館 3F
中澤医院	南砂 6-8-14
城東南砂医院	南砂 7-1-25 南砂公園ガーデンア 209
寿康会診療所	南砂 7-13-5
もんなか泌尿器科	富岡 1-25-5 サンピア門前仲町ビル 3F
中沢内科	森下 4-11-5 東和第 2 ビル 2F
なかむら整形外科	高橋 14-3 盛市ビル 4F
イトカワ整形外科	東雲 1-9-10 イオン東雲ショッピングセンター2F
渡辺こどもクリニック	森下 2-20-12 フォーレドサンテ 2F

2 新型コロナウイルス

ふるたに医院	清澄 3-4-11 サイネックスビル 2F
清澄内科	清澄 3-6-9
清澄ケアクリニック	清澄 3-10-16
清澄白河耳鼻咽喉科いびき・無呼吸クリニック	高橋 1-2 4F
望月内科クリニック	高橋 13-2 ヴィラロイヤル森下 1F
森下駅前クリニック	森下 1-16-7 太田ビル 1 F
あおばクリニック	森下 2-20-12 フォーレドサンテ 2F
もりした耳鼻咽喉科	森下 2-28-3 森下 TM マンション 1F
野木村医院	森下 4-9-12
中沢内科	森下 4-11-5 東和第 2 ビル 2F
平和記念医院	平野 2-11-5 2F
ウェルネス木場公園クリニック	平野 3-2-13
深川クリニック	三好 2-15-10
東龍堂鈴木医院	三好 3-8-4
扇橋診療所	三好 4-7-10-102
パークイーストクリニック清澄白河	白河 1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ 3F
河口内科眼科クリニック	白河 3-1-3
清澄白河ファミリークリニック	白河 3-4-3-205
魚住総合クリニック	永代 2-34-10
永代クリニック	永代 2-37-22
たけし在宅クリニック	福住 1-17-8 東亜門前仲町ビル 5F
ひろた医院	深川 1-5-3 2F
深川安江クリニック	深川 2-14-11
門前仲町内科クリニック	門前仲町 1-6-11 3F
門仲耳鼻咽喉科	門前仲町 1-20-3 3F
船山内科	富岡 1-13-14 リブリ・ヴィラクリヤマⅡ 1F
はる内科・呼吸器内科 門前仲町院	富岡 1-25-5 メディカルビル門前仲町 5・6F
とみおか医院	富岡 1-26-20 2F
M's クリニックもんなか	富岡 2-2-6 プロスペアー門前仲町 202
こどもみらい富岡クリニック	富岡 2-9-11 Tokyo Monnaka Village 6F
大井医院	古石場 1-13-19 パークハイムはま 1F
吉田まゆみ内科	古石場 2-14-1 ウェルタワー深川 204
橘クリニック	枝川 1-6-20
鈴木リハビリテーション病院	枝川 3-8-13
豊洲イーウェルクリニック	豊洲 2-1-9 豊洲セイルパーク 2F
タムスファミリークリニック豊洲	豊洲 2-2-1 アーバンドックららぽーと豊洲
豊洲寺沢クリニック	豊洲 2-5-3 1F
大手町さくらクリニック in 豊洲	豊洲 3-2-20 豊洲フロント 2F
とよす内科クリニック	豊洲 4-2-2 豊南堂ビル 2F
豊洲医院	豊洲 4-7-1

江東豊洲はるそらクリニック	豊洲 4-10-18 プライヴブルー東京 1F
澤井クリニック	豊洲 5-2-10 沢真ビル 3F
石原クリニック	豊洲 5-5-1-108
豊洲ベイサイド内科外科	豊洲 5-6-29 パークホームズ豊洲ザレジデンス
医療法人社団 SGN スガノ脳神経外科クリニック	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4F
東雲クリニック	東雲 1-8-17
かしわぎクリニック	東雲 1-9-21 東雲キャナルコート CODAN6 街区
たかすな内科胃腸内科クリニック	東雲 1-9-22 東雲キャナルコート内 103
なないろハートクリニック	東雲 2-1-22 キャッスルビル東雲 6F
サルスクリニック有明	有明 2-1-7 有明ガーデン 1F
オビ内科クリニック	潮見 2-1-10
潮見駅前内科クリニック	潮見 2-7-1 1F
辰巳中央診療所	辰巳 1-9-49-102
とがし住吉内科循環器クリニック	千石 2-8-10 リオベルジュ
千石はやし内科クリニック	千石 2-10-6
東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科	千石 2-10-6
正井診療所	海辺 12-11
竹内小児科医院	扇橋 2-1-3
深川立川病院	扇橋 2-2-3
小林内科クリニック	扇橋 2-17-5
城東クリニック	扇橋 3-5-7 リバーサイド奥村 1F
福井クリニック	猿江 2-6-11
住吉内科消化器内科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール 3F
あそか病院	住吉 1-18-1
江東すみよしクリニック	住吉 2-3-18 井尾ビル 1F
東京ツナクリニック	住吉 2-10-12 2F
本田医院	住吉 2-11-1
木場内科外科内視鏡クリニック	木場 1-4-3 MEFULL 木場 3F
深川ギャザリアクリニック	木場 1-5-9 深川ギャザリア LEGARE 棟 4F
鈴木クリニック	木場 2-19-2 H・R・Hビル 3F
藤川クリニック	木場 5-3-7 東寿会ビル 6F
医療法人社団修世会木場病院	木場 5-8-7
医療法人社団 Plexus 大江戸江東クリニック	木場 6-4-16 バウムブラッツ 201 号
浅川医院	木場 6-9-8
とのうち耳鼻咽喉科クリニック	東陽 2-3-1 イトーピア東陽町マンション 2F
タウンセンタークリニック	東陽 2-3-16-116
クリニック東陽町	東陽 2-4-26 飯田ビル 2F
服部医院	東陽 3-1-7
木場よしの消化器クリニック	東陽 3-3-9 メディカルモール木場 3F
第二服部医院	東陽 3-5-5
永田医院	東陽 3-18-4
大陽ビルクリニック	東陽 3-23-6 大陽ビル 102

東京東部サンライズクリニック	東陽 3-23-11 イーストヴィレッジエンドウ 1F
タムス総合クリニック東陽町駅前	東陽 3-27-17 長谷川ビル 3F
までのこうじクリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 2F
東陽パークサイドクリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 4F
杉本整形外科クリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 6F
さくらハートクリニック	東陽 4-5-15 ビリーフ東陽町 3F
みつ葉クリニック	東陽 4-6-1 三共商会ビル 6F
森崎医院	東陽 4-10-2 A Y G 1F
東京イースト 21 クリニック	東陽 6-3-2 イースト 21 モール 2F
クオッカ在宅クリニック	亀戸 1-2-3 亀戸天ビル 603 号室
清湘会記念病院	亀戸 2-17-24
亀戸ウィメンズクリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 4F
イースト血液内科クリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 5F 南
亀戸駅前にそむらクリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 6F
かめいど腎臓内科クリニック	亀戸 2-25-14 京阪亀戸ビル 3F
亀戸内科クリニック	亀戸 2-26-8 風月堂ビル 1F
吉村内科	亀戸 2-42-7
わらび内科ペインクリニック	亀戸 3-2-13
天神通りクリニック	亀戸 3-46-2 キャッスルプラザ亀戸 101
亀戸ハート内科・心臓リハビリクリニック	亀戸 5-1-1 アトレ亀戸 8F
亀戸駅前クリニック	亀戸 5-1-6 マークス亀戸 101
亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科	亀戸 5-3-2 サンタモニカ亀戸 2F
しおかぜクリニック	亀戸 6-2-3 田辺ビル 4F
五の橋こどもクリニック	亀戸 6-14-3
くらしヶアクリニック城東	亀戸 6-28-2 ドゥーエ亀戸 1F
亀戸水神森クリニック	亀戸 6-57-20 亀戸東口駅前ビル 2F
豊島医院	亀戸 8-8-8
わかたけクリニック	亀戸 9-34-1-136
そえだクリニック	大島 1-1-5 メディカルポートクローバー橋 2F
ルピナスこどもクリニック	大島 1-2-2 ザ・ガーデンタワーズサンセットタワー
スマイルクリニック西大島	大島 1-29-4 アルテシモコルソ 101
小野内科診療所	大島 1-33-15 小野ビル 1F
江東診療所	大島 1-36-5 江東ビル 2F
五の橋タワークリニック	大島 2-33-10 プラウドタワー亀戸 1F
いわぶち内科と泌尿器科のクリニック	大島 3-4-3 タワーレジデンス西大島 2F
林内科クリニック	大島 3-14-17 江口ビル 302
小林クリニック	大島 4-1-6-105
藤川内科・呼吸器内科クリニック	大島 4-6-21 西大島ビューハイツ 101
大島医院	大島 4-8-14
まつもとメディカルクリニック	大島 5-7-5 ヤマキビル大島 4F
江東病院附属在宅診療所	大島 5-7-5 ヤマキビル大島 5F
稲見内科医院	大島 5-8-1

大島耳鼻咽喉科・アレルギー科	大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 4F
街のクリニック大島駅前	大島 5-36-7 白石ビル 2F
小林整形外科医院	大島 5-46-4 小林ビル 2F
永岡クリニック	大島 5-51-10-101
こどもみらい大島クリニック	大島 6-1-4-102
江東病院	大島 6-8-5
宮方クリニック	大島 6-9-11
ビーハッピークリニック	大島 7-1-18 1F
中の橋クリニック	大島 7-7-1
あかね記念クリニック	大島 7-38-15
大島小児科医院	大島 8-5-2 N&Hビル
東大島メディカルクリニック	大島 8-42-7 サンビアット東大島 2F
笠井小児クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 103
さがみ外科胃腸科クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 106
寿康会病院	北砂 2-1-22
荒木医院	北砂 2-14-17
協和メディカルクリニック	北砂 2-15-40
アリオ北砂皮フ科・内科	北砂 2-17-1 アリオ北砂 3F
砂町銀座内科	北砂 3-36-18 砂町銀座鈴木ビル 1F
南塚内科医院	北砂 4-24-11 北砂 2-13-12
柳沢ファミリークリニック	北砂 5-14-3 1F
北原診療所	北砂 5-16-1
たち内科小児科クリニック	北砂 5-20-8
おおぞら太陽クリニック	北砂 6-1-4
サワイメディカルクリニック	北砂 6-27-17
神原医院	北砂 7-3-17
東砂内科クリニック	東砂 2-5-7 2F
赤羽根医院	東砂 2-11-27
ソライロ在宅クリニック	東砂 3-25-3
鎌上医院	東砂 4-9-2
愛和病院	東砂 4-20-2
田尻整形外科	東砂 4-22-1
みやたけクリニック	東砂 4-23-6
葛西橋診療所	東砂 5-3-4
砂町診療所	東砂 5-12-20
永岡医院	東砂 6-7-5
金子クリニック	東砂 8-19-13
順天堂東京江東高齢者医療センター	新砂 3-3-20
南砂町駅前おおさわクリニック	新砂 3-3-53 アルカナル南砂 2F
鈴木医院	南砂 1-9-9
藤崎病院	南砂 1-25-11
南砂メディカルクリニック	南砂 2-3-19

おくむら医院 東陽町南砂みやけ内科 かぶき内科 中澤医院 城東南砂医院 寿康会診療所 中沢内科	南砂 2-6-3 サンライズ東陽 2F 南砂 2-32-5 センタービレッジ南砂 2F 南砂 3-8-10 南砂 6-8-14 南砂 7-1-25 南砂公園ガーデンア 209 南砂 7-13-5 森下 4-11-5 東和第 2 ビル 2F
---	---

◎江東区告示第 3 1 8 号

特定商業施設新設届出書の縦覧について

江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全に関する指導要綱（平成 1 2 年 6 月 2 9 日江地商発第 6 6 号）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり特定商業施設新設届出書を縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

江東区長 大久保 朋 果
記

特定商業施設新設届出書の届出年月日		令和 8 年 9 月 1 5 日
特定商業施設新設届出書の縦覧場所		東京都江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区地域振興部経済課（庁舎 4 階）
特定商業施設新設届出書の縦覧期間		令和 8 年 9 月 2 9 日から 令和 8 年 1 1 月 2 9 日まで
特定商業施設新設届出の概要	特定商業施設の名称及び所在地	（仮称）亀戸東口ミニ駅ビル 江東区亀戸 6 - 6 2
	設置者の氏名又は名称及び住所	株式会社ジェイアール東日本都市開発 総武支社 取締役総武支社長 椎名明 千葉県市川市市川 2 - 9 - 4
	特定商業施設において営業を営む者の氏名又は名称及び住所	株式会社ワイズマート （代表者 吉野秀行 浦安市当代島 1 - 2 - 2 5）ほか
	特定商業施設を新設する日	令和 9 年 2 月 2 6 日

備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 3 2 4 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 1 5 号

江東区文化財保護条例（昭和 5 5 年 1 0 月江東区条例第 3 2 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記について江東区登録文化財の登録を解除する。

令和 8 年 9 月 8 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

登録解除

1 江東区有形文化財（歴史資料）

(1) 燈籠（残欠） 明治 2 9 年在銘 一對

江東区木場 2 - 1 8 - 1 2 繁栄稲荷神社

(撤去されたため)

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 8 年第 3 回定例会）

9 月 1 6 日から開会した令和 8 年第 3 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 報告（区長提出）

報告第 3 号 令和 7 年度決算に基づく江東区健全化判断比率について

(9 月 1 6 日報告)

2 その他の議決事項等

令和 7 年度決算審査特別委員会の設置及び委員の選任

令和 8 年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

(以上 9 月 1 6 日設置及び選任)